

運 營 規 程

(介護老人保健施設)

運営規程設置の趣旨

この規程は、介護保険法（以下「法」という）の理念に基づき、医療法人寿光会（以下「当法人」という）が経営する介護老人保健施設鹿角微笑苑（以下「当施設」という）が実施する介護保険施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定める。

【施設の目的】

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下、単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るようにすると共に、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

【運営方針】

- 第2条 当施設は、前条による目的を達成するため、介護保険法令の趣旨に従い、処遇の質の確保と向上に努め、医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置付けにおける処遇を行うことを方針として運営する。
2. 当施設は、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
 3. 当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。ただし、緊急やむを得ない場合は別紙「身体拘束に関する対応フローチャート」に記した通りの対応による。
 4. 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受ける事が出来るよう努める。
 5. 当施設は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことが出来るようサービス提供に努める。
 6. サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解し易いように指導又は説明を行うと共に利用者の同意を得て実施するよう努める。
 7. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護保健施設サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人（扶養者）の了解を得ることとする。

【職員の定数】

第3条 施設に次の職員を置く。

- | | | |
|-------------|-----|--------------------|
| 1) 施設長 (医師) | 1名 | |
| 2) リハビリスタッフ | | |
| 作業療法士 (OT) | 2名 | (うち1名非常勤兼務) |
| 理学療法士 (PT) | 1名 | (非常勤専従) |
| 言語聴覚士 (ST) | 0名 | |
| 3) 看護職員 | 12名 | (うち1名非常勤専従) |
| 4) 薬剤師 | 1名 | (非常勤専従) |
| 5) 介護職員 | 32名 | (うち4名常勤兼務、1名非常勤専従) |
| 6) 支援相談員 | 1名 | |
| 7) 介護支援専門員 | 2名 | (うち1名常勤兼務) |
| 8) 管理栄養士 | 2名 | |
| 9) 栄養士 | 2名 | |
| 10) 調理員 | 6名 | |
| 11) 事務職員 | 4名 | |

2. 前項に定める者の他、必要に応じその他の職員を置く。

【職員の職務】

第4条 施設長は施設の業務を統括する。施設長が事故に遭った時等は、予め施設長が定めた者を以ってその職務を代行し、利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。

2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）は、医師、看護師等と協働してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、利用者に対する理学療法、作業療法、言語聴覚療法を行なう。
3. 看護職員は、医師の指示に基づき、投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行う。他、利用者の施設サービス計画等に基づく看護を行う。
4. 薬剤師は、薬剤管理及び利用者の服薬指導を行う。
5. 介護職員は、施設サービス計画等に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
6. 支援相談員は、介護認定等、介護保険業務に関する申請や利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。又、指導等を行い、市区町村等各関係機関との連携を図る。その他、レクリエーション、ボランティアの指導を行う。
7. 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をもとに担当者による会議（以下「処遇会議」という）を招集し、計画の立案及び変更を行うと共に利用者又は家族への説明を行った上で同意を得る。
8. 管理栄養士は、利用者の栄養管理を行い、栄養ケアマネジメントを作成し栄養状態の管理を行う。
9. 栄養士は、栄養ケアマネジメントに基づく栄養管理を行い、献立を作成する。
10. 調理員は、栄養ケアマネジメントに基づく調理を行い、利用者に提供する。

11. 事務職員は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という）への給付費の請求、利用者または扶養者へ施設利用料の請求を行うと共に、施設設備の維持管理、人事、経理等に関する事務全般を行う。

【施設の名称、所在地及び入所定員】

第5条 当施設の名称、所在地は次の通りである。

- 1) 名称 介護老人保健施設鹿角微笑苑
- 2) 開設年月日 平成7年5月1日
- 3) 所在地 秋田県鹿角市十和田大湯字屋布ノ下タ 20
- 4) 電話番号 0186-35-5556 (FAX 番号 0186-35-3488)
- 5) 管理者名 高瀬 洋
- 6) 介護保険事業者番号 0550980023
- 7) 入所定員 100 名

2. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

【介護老人保健施設のサービス内容】

第6条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に係わるあらゆる職種の職員による協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話、並びに栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

【入所】

第7条 施設への入所が円滑に行われるよう、医師を主とする入所判定委員会がその判定を行い、前条による介護老人保健施設サービスの提供を拒まない。

2. 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等を把握し、次の各号の情報をもとに適切な療養に努める。

- 1) 利用者及び扶養者からの利用目的及びニーズ等
- 2) 関係医療機関からの健康診断書等、診療上必要な情報
- 3) 担当介護支援専門員からのアセスメント情報等
- 4) その他各市区町村からの介護保険情報

3. 当施設は、施設利用を承諾した場合に利用者又はその代理人（扶養者）に対し、利用の際に重要事項説明書の説明を行い、その内容について同意を得る。又、利用契約書、重要事項説明内容同意書、利用同意書（身元保証人明記）等の必要書類を施設長宛に提出するよう、利用者又はその代理人（扶養者）に求めるものとする。

4. 施設長は、利用者との契約の変更、契約の解除、又は終了等を必要とする事由が生じたときは、速やかに扶養者等に通知し、処理する。

【退所】

第8条 利用者及びその代理人（扶養者）から退所の申し出があり、かつ退所が適当であると認められた場合は利用を中止し契約を終了することができる。

2. 施設長は、利用者が次の各号に該当する場合、入所判定委員会の決定により退所させることができる。

- 1) 要介護認定の結果において、自立又は要支援と認定がなされた場合。
- 2) 処遇会議や3ヶ月毎に行われる継続判定会議において、家庭復帰が可能であると判断された場合。
- 3) 病状、心身状態が著しく悪化し、当施設で提供されるサービスの範囲を超えると医師が判断した場合。
- 4) 利用料金の支払いが2ヶ月分以上滞納し、督促しても30日以内に支払われない場合。
- 5) 利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合。
- 6) 天災、災害及び設備等の故障により、当施設の利用が困難と判断された場合。
- 7) 非常識な行為や医学的管理の妨げとなる悪質な行為と判断した場合。
- 8) 第16条に定める事項に反して共同生活の秩序を乱し、適切な指示や指導を行ったにも拘わらず更にそれに従わない場合。

3. 当施設は、利用者の処遇に際し、利用者及び扶養者等に対する適切な指導を行なう。又、退所後の主治医等に対する情報の提供や在宅サービス又は福祉サービスを必要とする場合には、退所後に利用するサービス事業者との連携に努める。

【生活指導】

第9条 職員は、利用者等に対して深い理解、関心、愛情を持って接し、常に相談の機会を与えるよう配慮し、指導に当たっては次の各号を守る。

- 1) 適時、心身の状況、性向、生活態度、身上に関する調査等を実施し、必要な指導を行なうこと。
- 2) 適時、着衣、寝具、その他所持品を点検し、環境の整備や保健衛生等について適切な指導を行うこと。
- 3) 施設の運営方針、日課、守るべき規律をよく説明し、利用者の意見や希望等を聞き、入苑者の処遇が向上するように指導すること。
- 4) 利用者のお互いの融和、共同生活の重要性を理解させ、明るく楽しい生活ができるよう指導すること。
- 5) 日常生活に必要な物品を調査し、適宜これを利用者又は扶養者と相談し準備する。又、同時にその使用について指導すること。

【食事】

第10条 利用者の食事については、健康の保持増進を図ることを主眼におき、特に次の各号に留意する。

- 1) 食事はバラエティに富んだ献立とし、調理に当たっては、栄養、身体的状況

及び嗜好を充分考慮したものとする。

- 2) 利用者の食事は、できるだけ食堂で行われるように努める。
- 3) 施設長、その他関係職員は随時検食し、また給食に関する食事班担当者会議等を行い改善に努める。
- 4) 調理担当職員は月1回以上健康診断（検便を含む）を行う。

【保健衛生】

第11条 利用者等の健康保健衛生の向上と適切な健康管理を図るため、次の各号を実施する。

- 1) 週2回以上の入浴又は清拭。
- 2) 便所、汚物処理室の毎日の掃除と適宜の薬剤による消毒。
- 3) 衣類、寝具の適宜の洗濯及び補修、並びに都度の薬剤消毒、日光消毒。
- 4) 療養室の整理整頓、掃除。

【医療】

第12条 利用者の医療については次の各号による。

- 1) 常に利用者の健康に留意し、日課によって診療を行なうこと。
- 2) 休日又は夜間において重傷者があるときは施設長の指示によること。
- 3) 施設内での治療が困難となった利用者については、協力病院又は医療機関に入院または通院するよう所要の手続きをとること。
- 4) 診療室には常時必要な薬品及び医療器具を備えつけ、利用者の診療に支障のないようにすること。
- 5) 利用者の保健衛生、健康管理に関する記録及び診療録を整備すること。

【褥瘡対策】

第13条 当施設は、利用者に褥瘡が発生しないよう褥瘡対策委員会を中心に適切な介護を行う。又、その発生を予防するための体制を整備するものとする。

【記録の整備】

第14条 当施設は、施設及び構造設備、職員会計、入退所の判定並びに利用者等に対する施設療養その他のサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、5年間保存する。

- 1) 管理に関する記録
 - イ. 事業日誌
 - ロ. 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
 - ハ. 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- 2) 入退所の判定に関する記録
 - イ. 入退所の判定の経過及びその結果
 - ロ. 第12条5) に基づく定期的な判定の経過及びその結果

- 3) 施設療養その他のサービスに関する記録
 - イ. 利用者の台帳（病歴、生活暦、家族の状況などを記録したもの）
 - ロ. 利用者のケース記録
 - ハ. 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
 - ニ. 診療記録など診療に関する記録
 - ホ. 献立及び食事に関する記録
- 4) 会計、経理に関する記録
- 5) 施設及び構造設備に関する記録

【利用者負担の額】

第 15 条 利用者負担額は次の各号の通りとする。

- 1) 保険給付の自己負担額について、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 2) 食費、居住費、その他の費用等の利用料について、別に定める利用料金表により支払いを受ける。
- 3) 食費及び居住費において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙「利用者負担説明書」の定めるところとする。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第 16 条 当施設の利用に当たっての留意事項は次の各号の通りである。

- 1) 利用者との面会は午前 7 時から午後 8 時までとする。又、面会を希望する場合は、施設が用意する面会届にてその旨を届け出ること。
- 2) 消灯時間は午後 9 時とする。
- 3) 利用者又はその代理人（扶養者）は、身上に関する重要な事項に変更が生じた時、速やかに施設長又は支援相談員又は介護支援専門員等に通知する義務を負う。
- 4) 利用者又は扶養者等の依頼により利用者が外出又は外泊をしようとする場合は、事前に外出又は外泊先、要件、当施設へ帰着する予定日時等を施設長に届け出て、施設長の承認を得ること。
- 5) 外泊時等において施設外での受診が必要と思われた場合は、施設に一報し、その判断をすること。
- 6) 利用者等は、施設の清潔、整頓、感染症防止、その他環境衛生の保持のため励行している次の各号に協力すること。
 - イ. 当施設が用意した溶液による手指の消毒。
 - ロ. 当施設がその必要に応じ要請するマスクの着用について、扶養者等においてはその持参と着用。
 - ハ. 前項要請時に合わせて適宜要請する持込品等の制限及び面会場所の制限。
- 7) 利用者が面会時に行う飲食については個別対応となる。又、居室を飲食場所

とすることを禁止する。

- 8) 喧嘩、口論、火気の使用等、他利用者への迷惑行為を禁止する。
 - 9) 危険物の持込みを禁止する。その他の所持品や備品等の持込みについては個別対応となる。又、施設長から許可を得ない電気器具の使用は控えること。
 - 10) 金銭、貴重品の持込みは原則として認めないが、個別対応となる。
 - 11) 医師である施設長の許可なく薬を持ち込むことを禁止する。
 - 12) 設備、備品の利用は本来の用法によるものとする。
 - 13) 飲酒、喫煙は、計画された場合を除き原則禁止とする。しかし、行事の際など場合によっては施設長の許可を得て可能となる場合がある。
 - 14) 営利行為、宗教活動及び勧誘、特定の政治活動を禁止する。
 - 15) ペットの持込みを禁止する。
 - 16) 施設長、理学療法士等、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。
2. 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設が提供する。食費は前条において利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第6条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理、決定できる権限を持つ。

【非常災害対策】

第17条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 1) 防火管理者には、管理者とは別に施設職員を充てる。
 - 2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
 - 3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - 4) 非常災害設備は、常に有効を保持するよう努める。
 - 5) 火災や地震が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - 6) 防火管理者は、施設職員に対して下記の防火教育、消防訓練等を実施する。
 - イ. 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）…年2回以上
(内1回は夜間想定訓練)
 - ロ. 利用者を含めた総合避難訓練 ……年2回以上
(内1回は鹿角広域消防署と連絡を取り、災害に備えての総合訓練を行う)
 - ハ. 非常災害用設備の使用法の徹底 ……随時
 - ニ. 非常災害時には近隣等にも協力を依頼し、関係する機関へ情報を提供する。
 - ホ. 非常口の機能については充分配慮し、特に冬期間においてもその機能を失うことのないように除雪等を行うこと。
- 7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を取る。

【職員の服務規律】

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、一致協力して施設の秩序を維持し、常に次の各号に留意すること。

- 1) 利用者の人格を尊重し、懇切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
 - 2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - 3) お互いに協力し合い、能率の向上に努めるよう心掛けること。
2. 職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保すること。
3. 職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。
4. 職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤業務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

【秘密の保持及び個人情報の保護】

第 19 条 当施設は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱う。又、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、例外として次の各号については、法令上介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととする。

- 1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - 2) 居宅介護支援事業所及び保険者との連携
 - 3) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - 4) 生命、身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。
3. 施設職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族に関する個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

【緊急時の対応】

第 20 条 医師である施設長の医学的判断により、より以上の医療が必要であると認めた場合、次の各号の協力医療機関での診療を依頼することがある。

- 1) 秋田労災病院 大館市軽井沢字下岱 30
 - 2) 田子歯科医院 鹿角市十和田毛馬内字城ノ下 73
2. 利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要であると判断した場合、福永医院、かづの厚生病院、鹿角中央病院、大湯リハビリ温泉病院等の他の専門的機関や主治医を紹介する。
3. その他、利用者及び扶養者が指定する機関に連絡する。但し、協力医療機関を

除く他市区町村の医療機関への送迎の要請については断る場合がある。

【事故発生時の対応】

- 第21条 施設サービスの提供中に事故が発生した場合は、直ちに適切な処置を行い、事故の状況やその対応について記録する。同時に、速やかに扶養者をはじめ予め指定された緊急連絡先に連絡し、その対応を図る。又、秋田県により定められた介護保険事業者における事故報告の取り扱い要領に基づく対応をする。
2. 当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、その損害について賠償する。
 3. 当施設は、安全管理委員会を中心にその原因を分析解明し、再発防止の対策を講じる。

【損害賠償】

- 第22条 施設サービスの提供に伴い当施設又は利用者等が損害を被った場合は、その損害を賠償しなければならない。
2. 利用者等が故意または過失によって施設の設備及び備品に損害を与え、または無断で備品の形状を変形させた場合、その損害を弁償するか損害を被る前と同等の状態に回復させなければならない。
 3. 故意または過失等により当施設が責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合には、職員等は施設長に対し事故報告書を提出し、当施設は利用者に対してその損害を賠償するものとする。

【身体の拘束等】

- 第23条 原則として、利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長（医師）の判断の下、扶養者等に説明し同意を得た上で身体拘束その他利用者の行動を最小限で制限する行為を行うことがある。この場合には指示の下でその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載すると共に、解除を目標にした検討を行う。

【虐待の防止】

- 第24条 利用者に対し虐待を行わない。又、利用者が他者からの不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活等が損なわれるような状態を発見した場合は速やかに市区町村に通報する。又、次の各号に掲げる対応を実施する。
- 1) 利用者 に 身体的、心理的、性的、放棄、経済的虐待等の発生の事実がないか、日々の状態観察に努める。
 - 2) 施設内外の研修を通じ、職員への周知徹底を行う。
 - 3) 扶養者及び関係者が一人で抱え込み、虐待に至らぬよう、早期に察知して対

応を講ずる。必要に応じて、関係機関等とも連携して援助する。

4) 発生した事実が確認され対処した後も、経過を観察し、繰り返す事がないように努める。

【衛生管理等】

第 25 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水については衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2. 利用者の療養生活に充てられる場所は、必要に応じ採暖のための措置を講じる。

【感染症及び食中毒への対策】

第 26 条 感染症及び食中毒の予防と蔓延の防止対策を検討する為、指針を別に策定し、感染予防対策委員会を設置して利用者の安全確保を図る。

【苦情処理】

第 27 条 施設やサービス等に関するあらゆる苦情を常時受け付ける。苦情対応には、担当者を配置し、事務室前には御意見箱を用意する。

2. 苦情に関しては、各市区町村の介護保険担当や福祉事務所及び秋田県国保連合会等に申し出ることができる。

【その他】

第 28 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は介護保険法及び就業規則等を準用する。

2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3. 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない運営に関する重要事項については、当法人において定めるものとする。

附則

この規程は平成 07 年 04 月 01 日より施行する。

平成 12 年 04 月 01 日、介護保険法施行により、施設の名称を変更

第 3 条を一部変更

平成 12 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 12 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 12 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 12 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 13 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 14 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 04 月 01 日、介護保険法改正により、利用料金表を一部変更

平成 15 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 15 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 16 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 16 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 16 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 16 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 16 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 10 月 01 日、介護保険法改正により、利用料金表の一部変更
平成 17 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 17 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 04 月 01 日、介護保険法改正により、利用料金表の一部変更
平成 18 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 18 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 02 月 01 日、リハビリテーションマネジメント加算の新設により、
利用料金表の一部変更
平成 19 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 04 月 01 日、第 30 条【利用の保持及び個人情報の保護】を新設
第 31 条【利用者負担の額】を新設
第 32 条【身体の拘束等】を新設
平成 19 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 19 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 20 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 02 月 29 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 20 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 04 月 01 日、介護保険制度改正により、利用料金表の一部変更
第 10 条【退所】の条文を変更、同 2 項を削除
第 11 条を【退所】とし、条文を変更
第 12 条を【基本原則】とし、条文を変更
第 13 条を【生活指導】とし、条文を変更
第 14 条を【食事】とし、条文を変更
第 15 条を【保健衛生】とし、条文を変更
第 16 条を【医療】とし、条文を変更
第 17 条を【日課の励行】とし、条文を変更
第 18 条を【外出及び外泊】とし、条文を変更
第 19 条を【面会】とし、条文を変更
第 20 条を【衛生保持】とし、条文を変更
第 21 条を【身上変更の届出】とし、条文を変更
第 22 条を【施設内禁止行為】とし、条文を変更
第 23 条を【損害賠償】とし、条文を変更
第 24 条を【災害防止】とし、条文を変更
第 25 条を【避難訓練】とし、条文を変更
第 26 条を【記録の整備】とし、条文を変更
第 27 条を【衛生管理】とし、条文を変更
第 28 条を【苦情処理】とし、条文を変更
第 29 条を【その他】とし、条文を変更
第 30 条を【事故発生時の対応】とし、条文を変更
第 31 条を【秘密の保持及び個人情報の保護】とし、条文を変更
第 32 条を【利用者負担の額】とし、条文を変更
第 33 条【身体の拘束】を新設
第 34 条【虐待の防止】を新設

平成 21 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 21 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 08 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 09 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 22 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 11 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 23 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 01 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 04 月 01 日、介護保険制度改正により、利用料金表の一部変更
平成 24 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 06 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 10 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 11 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 24 年 12 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 25 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更
平成 25 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更
平成 25 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更
平成 25 年 05 月 10 日、運営規程設置の趣旨 を新設
第 1 条を【施設の目的】とし、条文を変更
第 2 条【運営方針】の条文を変更
第 3 条【職員の定数】の職種を追加し順番を変更
第 4 条【職員の職務】の条文を変更

第5条を【施設の名称、所在地及び入所定員】とし、
条文を変更
第6条を【介護老人保健施設のサービス内容】とし、
条文を変更
第7条【入所】の条文を変更
第8条を【退所】とし、条文を変更
第9条を【生活指導】とし、条文を変更
第10条を【食事】とし、条文を変更
第11条を【保健衛生】とし、条文を変更
第12条を【医療】とし、条文を変更
第13条を【褥瘡対策】とし、条文を変更
第14条を【記録の整備】とし、条文を変更
第15条を【利用者負担の額】とし、条文を変更
第16条を【施設の利用に当たっての留意事項】とし、
条文を変更
第17条を【非常災害対策】とし、条文を変更
第18条を【職員の服務規律】とし、条文を変更
第19条を【秘密の保持及び個人情報の保護】とし、
条文を変更
第20条を【緊急時の対応】とし、条文を変更
第21条を【事故発生時の対応】とし、条文を変更
第22条を【損害賠償】とし、条文を変更
第23条を【身体の拘束等】とし、条文を変更
第24条を【虐待の防止】とし、条文を変更
第25条を【衛生管理等】とし、条文を変更
第26条を【感染症及び食中毒への対策】とし、条文を変更
第27条を【苦情処理】とし、条文を変更
第28条を【その他】とし、条文を変更
第29条、第30条、第31条、
第32条、第33条、第34条を削除

平成25年05月31日、第3条を一部変更
平成25年06月16日、第3条を一部変更
平成25年07月01日、第5条 5)管理者名 を変更
平成25年07月31日、第3条を一部変更
平成25年08月31日、第3条を一部変更
平成25年09月30日、第3条を一部変更
平成25年10月31日、第3条を一部変更
平成25年12月31日、第3条を一部変更
平成26年01月31日、第3条を一部変更

平成 26 年 02 月 28 日、第 3 条を一部変更

平成 26 年 03 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 26 年 04 月 01 日、介護保険制度改正等により、利用料金表の一部変更

平成 26 年 04 月 30 日、第 3 条を一部変更

平成 26 年 05 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 26 年 07 月 01 日、第 5 条 5)管理者名 を変更

平成 26 年 07 月 31 日、第 3 条を一部変更

平成 26 年 08 月 16 日、第 3 条を一部変更